

様式1 構想(プロジェクト)

構想(プロジェクト)管理番号		提案者による記載は不要です。(推進室で記入)	【記入例】
1 都道府県名	高知県	提案主体が所在する都道府県名を御記入ください。複数の都道府県にまたがる場合には、該当する都道府県名をすべて併記してください。	A県、B県、C県
2 都道府県コード	39	提案主体の所在する都道府県のコードを「別表1 都道府県コード表」にしたがって、半角数字で御記入ください。複数の都道府県にまたがる場合には、「50」としてください。	50
3 提案主体名	奴田原税理士事務所、有限会社奴田原経営研究所	提案主体名を御記入ください。複数の主体による共同提案である場合には、本欄に当該複数主体をすべて併記してください。	A県D市、B県E町、C県F村、G株式会社、H田J夫
4 提案主体コード	奴田原税理士事務所(50020)、有限会社奴田原経営研究所(50020)	提案主体の名称と該当する提案主体コードを、全提案主体について御記入ください。 ・地方公共団体の場合：地方公共団体コード(別表2)を参照 ・民間機関等(個人を含む)の場合：民間機関等コード(別表3)を参照	A県D市(*****)、B県E町(*****)、C県F村(*****)、G株式会社(50020)、H田J夫(50010)
5 提案主体分類コード	62	提案主体の分類について、「別表4 提案主体分類コード表」にしたがって、該当するコードを半角数字で御記入ください。	21
6 構想(プロジェクト)の名称	雇用増加法人に対する法人税等の軽減措置構想	提案の内容を分かり易く表現する名称を冗長にならないように御記入ください。拡充提案であって、今回の提案に伴い名称を変更しようとする場合には、例に習い、新規名称の後に( )で現計画の名称を記入すること。	構想(現 *****計画)
7 新規提案、拡充提案の別	1	1 新規構想(プロジェクト)の提案である場合は「1」を、 2 認定計画(既に申請している計画を含む)の拡充に関する提案である場合は「2」を、御記入ください。	2
8 構想(プロジェクト)の範囲	高知県	構想(プロジェクト)の対象として想定している区域がある場合は、当該区域をご記入ください。 (注)民間企業等の提案である場合は、ご記入する必要はありません。	A県D市、B県E町及びC県F村の全域

様式1 構想(プロジェクト)

9	構想(プロジェクト)の提案内容	<p>都道府県の工業力を表す製造品出荷額等について、高知県は沖縄県に抜かれて今や4年連続で最下位であり、この沖縄県とも格差は益々拡大するばかりである。四国の他県と比較しても、愛媛県の約六分の一、香川県の約四分の一、徳島県の約三分の一である。このままで推移すると、高知県の工業力は益々衰退し、工業力に限らず日本一の経済後進県として、雇用においても我が国のお荷物になることが予想される。これを解消・改善するには、企業誘致が最も有効な手段であるが、単に企業団地を造成してそれを安価にて分譲しても、企業側は見向きもしてくれないのが現状である。そこで、雇用増加法人に対して、法人税、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税、事業所税、不動産取得税及び固定資産税を大幅に軽減して、企業進出を促進する施策を講じる。これによって、雇用が確保されて地域経済は活性化し、個人住民税収入が増加し、企業側並びに高知県側共、多大のメリットを共有することになる。</p>	<p>以下の点に留意して、どのような構想(プロジェクト)を検討しているのか、具体的に御記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な規制改革の必要性、具体的な実施主体・実施スケジュールを明確にすること。</li> <li>・これまで認められた規制の特例措置と組み合わせて全体のプロジェクトを検討している場合、その関連を明確にすること。</li> <li>・どのような経済的社会的効果を想定しているのか、可能な限り定量的に示すこと。</li> <li>・別様として記入する必要がある場合は、本欄に概要を記し、かつ、別様がある旨を明記すること。</li> </ul> <p>(地方公共団体の提案の場合は上記に加え以下についても留意してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構想の区域として想定している地域の特性、意義、目標を明確にすること。</li> <li>・計画の範囲等の拡充を検討している場合は、提案している規制の特例事項との関連性を明確にすること。</li> </ul>	
10	提案概要	<p>日本一の経済後進県である高知県は、企業団地を造成して、それを安価にて分譲しても、県外企業等は全く見向きもしてくれないのが現状である。そこで思い切った施策が必要である。つまり、雇用増加法人に対して、法人税等(9に掲げる税目とする)を大幅に軽減し、トヨタ自動車(株)のような超優良企業の進出を誘導する。これによって高知県は、大量雇用が確保出来て地域経済は潤い、その上に、個人県民税や個人市町村民税の税収が大幅に増加し、経済後進県からの脱皮が出来ることとなる。</p>	<p>当室のホームページでの公開を前提に、上記10項の提案内容を簡潔にとりまとめ、<b>300字以内</b>でご記入ください。</p>	
11	特区提案の分野	3 産業活性化関連	<p>「別表5 特区提案分野コード表」に従って提案が該当する分野を1つ選択し、該当するコードを半角数字で御記入ください。</p>	5 農業関連
12	連絡先(郵便番号)	780-0817	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案主体として当室や各省庁からの連絡担当となる方をご記入ください。</li> <li>・複数の主体による共同提案である場合、その代表者として連絡担当となる方をご記入ください。</li> <li>・提案の詳細について確認する必要があるため、必ず記入してください。</li> </ul>	***-**** (半角数字)
13	連絡先(住所)	高知県高知市中宝永町8-11		A県D市**町**-**
14	連絡先(部署)	奴田原税理士事務所所長、有限会社奴田原経営研究所代表取締役		A県D市 市役所**課 (代表となる方のみ)

様式1 構想(プロジェクト)

15	連絡先(役職)	所長、代表取締役		**係長
16	連絡先(氏名)	奴田原 惇郎		特区 太郎
17	連絡先(フリガナ)	ヌタハラ アツオ		トック タロウ
18	連絡先(電話番号)	088-884-2772		***-****-**** (内線 ****)
19	連絡先(FAX番号)	088-882-7263		***-****-****
20	連絡先(e-mailアドレス)	<a href="mailto:atuo@sun.inforpma.or.jp">atuo@sun.inforpma.or.jp</a>		***.*****@****.****.**** (半角英字とし、ハイパーリンクは設定しないこと)
21	提案書の公開	公開	<p>【提案書は公表が前提です。提案書の全てを非公開とする提案については、検討の対象として扱うことはできませんので、予めご了承ください。】</p> <p>・本欄には、「公開」又は「非公開部分あり」の別を記入すること。</p>	非公開部分有り
22	非公開該当箇所及び非公開理由		提案書に非公開とする箇所がある場合には、非公開とする箇所及びその理由を具体的に記入すること。	添付資料 ~ の個別の企業名 理由：当該企業の今後の企業活動に影響を及ぼすことが想定されるため

様式1 構想(プロジェクト)

<p>23 添付資料</p>		<p>【想定地域・主要な事業をプロットした地図、事業内容の分かる説明資料、イメージ図、ボンチ絵等を添付すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本欄には、添付資料の項目を列挙すること。</li> <li>・添付資料がない場合には、本欄を空欄とすること。</li> </ul>	<p>添付資料 : 具体的な事業の内容(補足資料)          添付資料 : 経済的効果の予測・分析結果          添付資料 : 想定している特区区域の範囲と事業の実施想定区域図</p>
<p>24 その他(特記事項)</p>	<p>(1)「雇用増加法人」とは、特区認定時における特区内の従業員数より、基準時点の特区内の従業員数を増加させた場合の当該法人をいう。          (2)軽減後の法人税額は次の算式となる。特区内における雇用増加法人税率を10%、通常の法人税率を30%とした場合、(当該法人全体の課税標準【所得金額】÷全従業員数×特区内における雇用増加従業員数×10%)+(当該法人全体の課税標準【所得金額】÷全従業員数×〔全従業員数-特区内における雇用増加従業員数〕×30%)=軽減後の法人税額          (3)この場合の軽減される法人税額は次の通りとなる。(当該法人全体の課税標準【所得金額】÷全従業員数×特区内における雇用増加従業員数×〔通常の法人税率%-雇用増加法人税率%])=軽減される法人税額          (4)ここでいう「従業員」とは、地方税法施行規則6の2前段に規定する従業員をいう。          (5)「雇用増加従業員数」とは、当該法人の某事業年度末現在の特区内における従業員数-当該法人の特区としての認定を受けた時点での特区内における従業員数=雇用増加従業員数とする。          (6)軽減後の地方税額は次の算式となる。特区内における雇用増加地方税率を0%とした場合、(当該法人全体の課税標準【所得金額】÷全従業員数×特区内における雇用増加従業員数×0%)+(当該法人全体の課税標準【所得金額】÷全従業員数×〔全従業員数-特区内における雇用増加従業員数〕×通常の地方税率%)=軽減後の地方税額          (7)この場合の軽減される地方税額は次の通りとなる。(当該法人全体の課税標準【所得金額】÷全従業員数×特区内における雇用増加従業員数×〔通常の地方税率%-雇用増加地方税率%])=軽減される地方税額</p>	<p>提案にあたり、上記項目以外で特段に記述すべき事項がある場合、本欄に記入すること。</p>	

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制特例提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	管理コード	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁	代替措置の内容	その他(特記事項)
		1	雇用増加法人税率の創設		特区における雇用増加法人税率を創設し、当該税率を特区の自治体が自由に設定出来るようにする。	雇用増加法人の特区内の雇用を増加させた割合に対応する法人税額(雇用増加法人税率)を大幅に軽減することによって、トヨタ自動車(株)のような超優良企業の特区内への誘致を促進する。 このことにより、大量雇用を確保して地域経済が潤い、個人住民税等の税収も増加し、かつ、進出企業の周辺産業も活性化することになる。	都道府県の工業力を表す製造品出荷額等について、高知県は沖縄県に抜かれて4年連続で最下位であり、この格差も益々拡大しているのが現状である。行政においても、何もしていないのではなく、色々と手を打って企業誘致を試みているが、優良企業等は全く見向きもしてれないのが現状である。 そこで前例にない思い切った施策が必要である。 つまり、特区での雇用増加法人に対して、当該法人が負担する税目を思い切って大幅に軽減し、優良企業の誘致を図るものである。これほどの思い切った施策でないこと高知県においては、優良企業の誘致等は不可能に近いのが現状である。	法人税法66、66、66、措法68、措法67の2	国務院		
		2	雇用増加地方税率の創設		特区における雇用増加地方税率を創設し、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税、不動産取得税及び事業所税の当該税率を特区の自治体が自由に設定出来るようにする。	雇用増加法人の特区内の雇用を増加させた割合に対応する地方税額(雇用増加地方税率)を大幅に軽減することによって、トヨタ自動車(株)のような超優良企業の特区内への誘致を実施する。 このことにより、大量雇用を確保して地域経済が潤い、個人住民税等の税収も増加し、かつ、進出企業の周辺産業も活性化することになる。	同上	地方税法51、52、72の24の7、72の24の7、73の15、350、701の42	総務省		

【当室で記入】提案主体による記入は必要ありません	【当室で記入】提案主体による記入は必要ありません	提案する「規制の特例事項」毎に、1から順番に番号を付けること。	提案する規制の特例事項の事項名を記入すること。	・過去に提案された事項を再提案する場合は、注1)～注2)をもとに御記入ください。 ・新規の提案である場合は記入の必要はありません。	・規制の特例事項の具体的な提案内容を御記入ください。 ・規制を撤回する提案であるのか、数量等を緩和する提案であるのか、明確にしてください。(数量等の緩和については、どの程度(どこまで)緩和する必要があるのかを明確にすること)	提案する規制の特例を活用して実施しようとする具体的事業の内容を、その効果を含め、御記入ください。	以下の点に留意して御記入ください。 ・現状の規制の問題点、規制の特例を適用しなければ事業の実施ができないとする根拠(必要性)を明確にすること。 ・これまでに事業の実施を断念した事例があるなど、提案に至った経緯を明確にすること。 ・既に認められている規制の特例事項等の拡充については、現在の規制の特例拡充は不十分であるとする理由を明確にすること。 ・これまで提案が認められなかった事項については、各官庁の懸念に対する具体的な解決方法や具体的な効果等を明確にすること。	・規制の根拠、又は改正すべきであると考えられる法令等の名称及び該当条項等をご記入ください。 ・該当法令等の法律、政令、省令、通達、告示の別が分かるようにしてください。	・対象の根拠法令等を所管する省庁名を御記入ください。	・特例の適用にあたって代替措置を講ずる場合、その代替措置の内容、責任主体等を御記入ください。	・具体的な事業の実施内容、提案理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、添付資料として提出してください。その際、本欄において、添付資料の項目を列挙すること。 ・他の規制の特例事項と一体的に実施されることにより効果を発揮する場合など、他の規制の特例を用いた事業等との関係を御記入ください。
--------------------------	--------------------------	---------------------------------	-------------------------	--	---	--	--	--	----------------------------	--	---

注1) 第4次提案までの提案で講じることとなった、構造改革特別区域基本方針の別表1「特区において講ずることが可能な規制の特例措置」及び別表2「構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施することとなった規制改革事項(実施時期及び内容が明示されているものに限る。)」の内容を拡充する再提案については、「基本方針の別表1・2の別」、「番号」、「特定事業の名称」又は「講じられる規制改革事項」を記入すること。  
(例1:基本方針 別表1 \*\*\*\* 事業、例2:対応方針 別表2 \*\*\*\* )

注2) 第1次提案から第5次提案において、規制改革の要望が認められなかった事項等の再提案については、「第1・2・3・4・5次提案の別」、「管理コード(規制改革事項No.)」、「規制の特例事項名(改革要望事項、又は特例事項)」を記入すること。  
(例:4次提案 \*\*\*\*\* に関する特例)